

小川富也税理士事務所だより

編集発行人
税理士・行政書士
小川富也
〒796-0068
八幡浜市浜之町180番地
TEL 0894-24-3355
FAX 0894-24-2882

所得税及び復興特別所得税の確定申告

▼2月17日(月)～3月16日(月)▲

令和元年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の時期となりました。相談及び申告書の受付は、令和2年2月17日から同年3月16日までとなっています。

必要書類等のご用意はお早めに。

所得税及び復興特別所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額とそれに対する所得税及び復興特別所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収や予定納税で納めた税金などの過不足を

精算する手続きです。課税される所得は、事業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、給与所得、雑所得、譲渡所得、一時所得、山林所得、退職所得に分類されます。ここでは、給与所得がある人で確定申告が必要な場合についてふれてみました。

給与所得者は、通常「年末調整」により所得税及び復興特別所得税が精算されるため申告は不要です。

しかし、次の計算において残額があり、さらに①～⑥のいずれかに該当する場合には所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要です。

各種の所得の合計額から、所得控除を差し引いて、課税される所得金額を求めます。

課税される所得金額に税率を乗じて、所得税額を求めます。

所得税額から、配当控除額と年末調整の際に控除を受けた(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を差し引きします。

- ① 給与の収入金額が2000万円を超える
- ② 給与を1か所から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円を超える
- ③ 給与を2か所以上から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)との合計額が20万円を超える
- ④ 同族会社の役員やその親族などで、その同族会社からの給与のほかに、貸付金の利子、賃貸料、使用料などの支払を受けた
- ⑤ 給与について、災害減免法により源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた
- ⑥ 在日の外国公館に勤務する人や家事使用人などで、給与の支払を受ける際に源泉徴収されないこととなっている

【主な留意事項】

◆平成30年分の確定申告から、配偶者控除及び配偶者特別控除が、配偶者の合計所得金額のほか、申告する方の合計所得金額に応じて適用されるとともに、控除額が変更されました。

◆平成29年分の確定申告から、医療費控除の適用を受けられる場合は「医療費控除の明細書」(セルフメディケーション税制の適用を受ける場合は「セルフメディケーション税制の明細書」)の添付が必要となり、医療費等の領収書の提出が不要となりました。ただし、明細書の記入内容の確認のため、領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

※令和元年分の確定申告までは領収書の添付又は提示も可。
◆「ふるさと納税ワンストップ特例」を利用していても、5団体を超える自治体にも、ふるさと納税を行った場合は、確定申告で全ての自治体分の寄附金控除の申請をする必要があります。



約款(定型約款)を用いた取引に関するルール見直し —改正民法、4月1日施行

近年、ネット取引において商品を購入する際などに表示される取引条件の定型約款をめぐりトラブルになるケースが多く発生しています。このような実情を踏まえ、今年4月1日に施行される改正民法では、「定型約款」に関して新たなルールを定めています。そこで今回は改正民法における約款(定型約款)の見直しについて取り上げます。

約款とは、ネット通販のほか、電気やガスの契約など、企業が不特定多数の消費者と同じ内容の取引をする

・約款ルールのポイント・

- ① 定型約款を契約内容とする旨の表示があれば、個別の条項に合意したとみなす。顧客が細部まで読まなくても成立。
- ② 相手方の利益を一方向的に害する条項は無効

る場合に示す契約条件のことをいいます。定型約款とは、大量の同種取引を迅速・効率的に行うために作成された定型的内容の取引条項を指します。

不特定多数の消費者を相手とするネット通販などでは、利用規約が多用されていますが、消費者の大半は詳細な内容を認識しなのまま契約しているのが実態です。そこで改正民法では、約款がどのような場合に有効で、変更できるかなどを明文化することにしました。

■定型約款が契約の内容となるための要件(みなし合意)

顧客が定型約款にどのような条項が含まれるのかを認識していなくて

も、定型約款を契約の内容とするためには、①当事者間で定型約款を契約の内容とする旨の合意をしたときや、②定型約款を契約の内容とする旨をあらかじめ顧客に「表示」して取引を行ったときは、個別の条項について合意をしたものとみなされます。

「表示」がされたといえるためには、取引を実際に行う際に顧客である相手方に対して定型約款を契約の内容とする旨を個別に表示することが必要です。

①や②が満たされると、顧客が定型約款にどのような条項が含まれるのかを知らなくても、個別の条項について合意をしたものとみなされます。

例えば、ネット取引において、「同意する」ボタンを押すなどして場合は、消費者が合意したとみなされます。他方で、信義則に反して顧客の利益を一方向的に害する不当な条項は、たとえ、①や②を満たす場合でも、契約内容とはなりません。

例えば、売買契約において、本来の目的となっていた商品に加えて、想定外の別の商品の購入を義務付ける不当な(不意打ち的)抱き合せ販

売条項などがあげられます。

■定型約款を変更する場合のルール
今回の改正では、事業者が定型約款を変更するための要件について新たにルールを設けています。

定型約款の変更は、①変更が顧客の一般の利益に適合する場合や、②変更が契約の目的に反せず、かつ、変更に係る諸事情に照らして合理的な場合に限り認められます。

顧客にとって必ずしも利益にならない変更については、事前にインターネットなどで周知をすることが必要です。

変更が合理的であるかどうかを判断する際には、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更を予定する旨の契約条項の有無やその内容、顧客に与える影響やその影響を軽減する措置の有無などが考慮されます。

約款中に「当社都合で変更することがあります」と記載してあっても、一方向的に変更ができるわけではありませんで、注意が必要です。

■定型約款に関するルールの適用

定型約款については、施行日より前に契約が締結された場合であっても、原則として、施行日後は改正後の新しい民法が適用されます。



令和2年度税制改正大綱 成長促す投資減税に重点

令和2年度(2020年度)与党税制改正大綱が昨年12月12日に公表、20日に閣議決定されました。関連法案は1月の通常国会に提出されて、3月末までの成立が見込まれています。

今回の大綱は、企業の内部留保をベンチャー企業への投資に呼び込んだり、開発競争にある次世代通信規格「5G」への設備投資に対する優遇措置など、投資による経済成長を促す措置が柱となっています。その他、大綱で明らかにされた主な改正項目の概要は以下の通りです。

【個人所得課税】
NISAの拡充等
少額投資非課税制度(NISA)について、一般NISAは令和6年から、比較的低リスクの低い投資信託などに対象を限った年20万円の積み立て枠と、従来のように上場株式などにも投資できる年100万円の枠

▶令和2年度税制改正大綱のポイント◀

家計	〈NISA〉 一般NISAは2階建ての新制度へつみたてNISAは期限を延長
	〈未婚のひとり親〉 所得500万円以下に寡婦(夫)控除を適用
	〈空き地の売却促進〉 低未利用土地等の譲渡については長期譲渡所得から100万円を控除
企業	〈オープンインベション税制〉 ベンチャー企業への出資で税優遇内部留保で投資促進を図る
	〈5G投資促進税制〉 5G通信網の整備で税優遇2年間の時限措置
	〈少額減価償却資産の取得〉 中小の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例の従業員要件が500人以下に

を持つ「2階建て」の新制度に移行されます。

一方、つみたてNISAは令和19年までの期限が5年延長されます。

■未婚のひとり親支援
未婚のひとり親の負担を軽減するため、配偶者と死別したり、離婚したりしたひとり親を対象とした既存の「寡婦(夫)控除」を未婚のひとり親にも適用します。

■低未利用土地等の売却促進
地方を中心に空き地が売却されずそのまま放置されるケースが増えていることから、空き地の売却を促して有効活用を図るための税制上の優遇措置が設けられます。所有期間が5年を超えていて売却額が500万円以下の比較的低価格の土地を対象に、土地の売却益から最大100万円を控除します。

【法人課税】
■オープンインベション税制
企業がため込んだ内部留保を投資に回すよう促すため、設立後10年未満で上場していないなど、一定の要件を満たした国内のベンチャー企業に対して大企業が1億円以上を出資した場合、出資額の25%を課税所得から控除し、法人税を軽減します。
なお、中小企業が出資する場合は、1000万円以上の出資で同様の優

遇を受けられるようにします。

その一方で、5年以内に出資先の企業の株式譲渡や配当の支払いを受けた場合には、優遇措置を受けられないようにすることで、短期的な利益を目的とした投資を防ぎます。

財源は、接待飲食費に係る損金算入の特例の対象法人から、資本金が100億円を超える大企業を除外することで捻出するとしています。

■5G投資促進税制
次世代の通信規格「5G」の通信網整備を促進するため、携帯電話会社が5G基地局を整備したり、地域の企業が工場などで独自の5G通信網を築いた場合は、その取得価額の「30%特別償却」と「15%の税額控除」との選択適用ができることとされます。

■少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の見直し・延長
中小企業が少額減価償却資産(取得価額30万円未満)を取得した場合、一事業年度当たり300万円まで取得価額の全額を損金算入することができるとの特例について、対象法人要件のうち常時使用する従業員数の要件を500人以下(現行・1000人以下)に引き下げるなどの見直しが行われた上で、適用期限が2年延長されます。

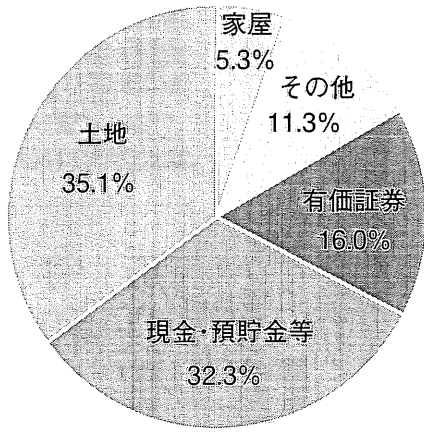


平成30年分「相続税の申告状況」 課税対象の被相続人は11万6千人

国税庁がこのほど公表した「平成30年分相続税の申告事績の概要」によると、平成30年の1年間における被相続人数（死亡者数）は136万2470人で、過去最高だった前年（134万397人）から1・6%上回りました。

このうち、相続税の課税対象となった被相続人数は、同4・1%増の11万6341人となり、相続の対象となった人の比率を表す「課税割合」は8・5%でした。つまりこの割合

【平成30年分 相続財産の金額の構成比】



は、相続で税金がかかるのは1000人のうち約8人であったということを示しています。

なお、平成25年度税制改正により、平成27年1月1日以後の相続税については、基礎控除が引き下げられています。この改正により平成27年分以後の課税割合は大幅な上昇を示しています。ちなみに、基礎控除が引き下げられる前の平成26年分の課税割合は4・4%でした。

被相続人1人当たりの課税価格は1億3956万円、1人当たりの税額は1813万円となっています。

また、相続財産の金額の構成比を見てみると、「土地」が35・1%、「現金・預貯金等」が32・3%、「有価証券」が16・0%、「家屋」が5・3%、「退職金や生命保険などが含まれる「その他」が11・3%でした。前年とほぼ同じ割合となっていますが、過去10年間の推移を見ると「現金・預貯金等」の割合が年々微増しています。

2月の税務と労務

—税 務—

- ★前年分所得税の確定申告
申告期間…2月17日から3月16日まで
- ★前年分贈与税の申告
申告期間…2月3日から3月16日まで
- ★固定資産税（都市計画税）の第4期分の納付
納期限…2月中において市町村の条例で定める日
- ★1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…2月10日
- ★12月決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税）
申告期限…3月2日
- ★3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
申告期限…3月2日
- ★法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
申告期限…3月2日
- ★6月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）…半期分
申告期限…3月2日
- ★消費税の年税額が400万円超の3月、6月、9月決算法人の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）
申告期限…3月2日
- ★消費税の年税額が4,800万円超の11月、12月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告（10月決算法人は2カ月分）（消費税・地方消費税）
申告期限…3月2日

—労 務—

- ★健保・厚保の保険料の納付
納期限…3月2日

昨年のノーベル化学賞はリチウムイオン電池を開発した吉野彰・旭化成名誉フェローが受賞しました。日本の企業人は島津製作所の田中耕一氏や青色発光ダイオード（LED）を開発した中村修二氏もそれぞれノーベル化学、物理学賞を受賞しており、今回改めて日本の技術力の高さを世界に証明しました。

失敗から学ぶ

「成功はしない」と語っている。壁を乗り越えるまでのプロセスは試行錯誤の繰り返しです。つまり、失敗の積み重ねといえます。人が失敗から学ぶべないというのは、成功とは結果にすぎず、成功までのプロセスはすべて失敗の連続だからです。▼失敗の中には、必ず学びがあると言われています。そのため失敗から目をそらさず、正面から向き合い、冷静に状況を分析することが大切です。原因を振り返ることで、失敗を教訓として生かすことができます。